

日本労働年鑑 第55集 1985年版
The Labour Year Book of Japan 1985

第二部 労働運動

XIII 農民運動

1 農業情勢と農民運動の動向

1 農業情勢と農政の動向

農家経済の伸び悩みと日米農産物交渉

一九八三年から八四年にかけての日本経済は、円安を基調とした輸出の増加とインフレの沈静化のなかで回復方向に向かっているが、いぜんとして有効求人倍率の低水準と実質賃金の停滞状態はつづいた。このような日本経済の動向は農家経済にさまざまな影響を与えたが、以下、そのうちこの時期の農家経済と農産物市場開放問題について概観する。

八三年度の農家経済(農水省「昭和五八年度の農家経済」(1)概算値)を全国一戸当たり平均で見ると、前年度にくらべ農業所得は四%強増加したが九八万円にすぎず、農家所得に占める割合は一九%程度であった。しかも、農業所得の増加分の過半は秋冬野菜の高価格による異常な農産物生産の季節変動によるものであった。稲作をはじめ果樹、養蚕、酪農などにみられる農産物の生産調整と臨調路線にもとづく農産物行政価格の抑制が農業所得を低水準にしたのである。他方、農外所得の伸び率も七九年度をピークに年々鈍化し、前年度比三・七%増にとどまった。農家総所得は六三四万円と四・八%増加したが、それは被贈・扶助年金等の収入(一二八万円)が前年度にくらべ九%増加したからであった。これは農業所得を三一%も上回る。農業所得の総所得に占める割合は年々低下し、一六%にまでなった。農業所得だけで生活できる農家は四五二万戸農家のうち六%程度にすぎない。農業就業者の高齢化に支えられた年金増加、冷害にともなう農業共済金の増加などによって支えられている農家の経済は、まさに異常としかいいようのない状況にある。

農産物の過剰と農産物価格の抑制は日本農業を停滞させているが、さらにアメリカの執拗な農産物解放要求は日本農業を危機状態におとし入れつつある。以下、この一年間における農産物交渉の動向をみることにする。

アメリカの農産物の市場開放要求は、牛肉・オレンジの自由化と牛肉・オレンジをのぞく農産物一三品目の自由化の要求という二様の要求をとっている。前者についてはアメリカ側は八二年以来、即時完全自由化を主張、ついで即時完全自由化が不可能なら自由化時期を明示すべきであると強硬に主張、日米協議は難航した。他方、一三品目をめぐる農産物交渉は七三年七月のアメリカのガット提訴を契機に数回にわたり二国間協議がおこなわれてきたが、アメリカ側の一方的な輸入制限撤廃要求をめぐり物別れに終わっていた(本年鑑一九八四年版三六三～五頁参照)。以下は、その主要な協議経過である。

八三年九月八～九日、第二回日米農産物ガット協議(ジュネーブ)、九月一四～一五日、日米牛肉・かんきつ協議(東京)、九月一六～一七日、第五回日米農産物定期会合(東京)、一〇月一二～

一三日、第四回日米牛肉・かんきつ協議(ワシントン)、一九八四年一月二〇～二一日、第五回日米牛肉・かんきつ協議(東京)、二月一五～一六日、牛肉・かんきつ輸入問題にかかわる非公式専門家会議(ハワイ)、二月二一～二二日、日米高級事務レベル協議(東京・一九七九年以来七回目)、三月一五～一六日、日米農産物ガット協議(サンフランシスコ)、三月二二～二四日、日米第六回牛肉・かんきつ事務レベル協議(ワシントン)等々、この間、妥協点を見出すべく双方が歩みよりをみせたが、いずれも話し合いは平行線をたどり、交渉は難航した。

八四年四月四日からワシントンでひらかれた山村農相とブロック通商代表による日米牛肉・かんきつ交渉は紆余曲折したが、七日、日本側の大幅な譲歩の結果、妥結した。その内容は、(1)オレンジ、四年間毎年一万一〇〇〇トン輸入増、(2)オレンジジュース、同五〇〇トン増、(3)グレープフルーツジュース、国内需要に即した輸入割当を二年間おこない、以後輸入制限を撤廃、(4)高級牛肉、四年間で二万七六〇〇トン輸入増、とするものであった。また、四月二三～二四日、ハワイで開かれた日米事務レベル協議で農産物一三品目問題も日本側の譲歩により事実上決着した。すなわち、(1)自由化するものとして豚肉調整品(八五年度実施)、ハイテストモラセスおよびその他の砂糖、一部のフルーツパルプ・フルーツピューレ・ペースト等、(2)輸入枠を緩和するものとして雑豆(八四・八五年度毎年最低枠五五〇〇万ドルまたは一二万トン)、落花生(同五万五〇〇〇トン、八五年度約六万トンの努力)、コンビーフ缶詰(八四年度五〇%増)等々、(3)関税引き下げ措置として牛の臓器および舌、豚肉、育児用調整粉乳原料など三一品目が対象とされた、というのがその基本的な内容で、二年間に限定された合意であった。

この日米交渉とは別に日豪牛肉交渉も八四年三月六日以降併行しておこなわれた。その結果、七月一九日、(1)牛肉の輸入総枠に毎年平均九〇〇〇トン(アメリカ分ふくむ)ずつ増やし、八七年度までに一万七〇〇〇トンとする、(2)チルドビーフの輸入量を現在の年間二万四〇〇〇トンに維持する、(3)エイジドビーフの輸入量を現在の一万トンから八七年度までに一万四〇〇〇トンにすることで合意、加工用牛肉の自由化は見送られた。

水田利用再編第三期対策と農政の動向

水田利用の再編対策は、過剰基調にある米の生産を計画的に調整するとともに自給力向上の必要性のある大豆、麦などへの転換を促進する農業生産構造政策で一九七八年度からおおむね一〇年間の事業として実施されている。同二期対策は八三年度をもって終了、八四年度から第三期対策に移行することになる。

農水省は八三年一月九日、同第三期対策の基本的枠組みを決定した。それによると、長期的には米の過剰基調に変化はみられないとして、今後とも米需給の均衡化政策を基本としつつ計画的な在庫積み増しを図ること、地域の実態に即した転作の定着化を一層推進することを課題とし、つぎのような具体的要綱を定めた。すなわち、(1)期間は一九八四年度から三年間、(2)転作等目標面積とその配分は各年平均潜在生産量一三七五万トン、主食用需要量一〇四〇万トン、需給ギャップ三三五万トン、各年在庫積み増し四五万トンとして必要調整量を二九〇万トン、転作等目標面積を六〇万haとした。したがって第三期の米の生産予定量は一〇八五万トンとなるが、このうち新たに導入する他用途利用米の生産面積がふくまれる。(3)転作奨励補助金については基本額を一律に一〇a当たり八〇〇〇円引き下げる。ただし、永年作物については据え置き、また、転作物を作付けていない保全管理および通年施行についてはさらに五〇〇〇円引き下げる。なお、従来の加算制を廃し、新たに転作定着化推進加算を設ける。(4)再編対策の一環として新たに「他用途利用米」を年間約二七万トン(五万六〇〇〇ha分)生産する。この対策は、過剰米処理の対象となった味噌、

せんべい、米穀粉用の加工原材料用需要とする。また、その流通方式は食管制度の枠内で自主流通ルートに準じた生産者と実需者との間における流通契約にもとづき流通させ、その生産・流通の円滑化をはかるためトン当たり七万円の政府助成をおこなう、というものであった。

※ 加工用米市場価格はトン当たり約一二万円であるから、これに助成金を加えるとトン当たり約一九万円となるが、これから流通加工費約二万二〇〇〇円を差し引くと一六万八〇〇〇円、一俵約一万円となる。全日農は、これを平均政府買入れ米価トン当たり約三〇万円と比較し、大幅な引き下げ米価であり食管制をなし崩し改廃するものであるとして、他用途利用米制に批判的に対応した(後述)。

最後に、第一〇一回国会に提出された「昭和五九年度において講じようとする農業施策」の主要項目をかかげることにより、進行しつつある現代農政の展開を一瞥しよう。すなわち、その重点項目は、(1)土地利用型農業の体質強化をめざした構造政策等の積極的展開、(2)需要動向に応じた生産の高い農業の展開、(3)農業技術の開発・普及と農業情報の整備、(4)農業生産基盤の整備、(5)豊かな村づくり、(6)豊かな食生活の保障と農産物価格の安定、(7)食品産業の振興と流通対策の推進、(8)国際協力の推進と食料の安全保障の確保、(9)省エネ・省資源の推進、石油代替エネルギーの開発、・災害・公害対策の推進、(10)その他農政の推進に必要な措置(金融・税制、農業団体の整備等)の一一項目であった。

日本労働年鑑 第55集 1985年版

発行 1984年12月15日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 労働旬報社

2001年8月21日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1985年版(第55集)【目次】 次のページ → ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
